

川内駅周辺地区土地区画整理事業に伴う 住所変更の手続きについて（お知らせ）

皆様のお住まいの地域（川内駅周辺地区土地区画整理事業地区内）は土地区画整理法に基づく換地処分に伴い、平成26年3月1日（土）から新しい町名・地番に変わります。

今回の住所変更では、住民票など手続きが不要なものもありますが、地区内にお住まいの皆様（法人を含む）ご自身で変更の手続きを行っていただく事項がありますので、別紙をご確認いただき、早めに手続きをされるようお願いいたします。

なお、このお知らせには一般的な事項を掲載していますが、記載のない事項につきましては、皆様自身で各関係機関等にお問合せのうえ手続きをしてください。

お手数をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

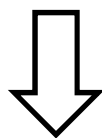
○町名地番変更証明書について

皆様ご自身で住所等の変更手続きを行っていただく際に必要となる証明書を、新しい町名地番の効力が発生する日（3月1日）以降に、1世帯につき5通を送付いたします。

なお、証明書が不足する場合は無料で発行いたしますので、印鑑をご持参のうえ、都市計画課区画整理グループへお越しく下さい。

○新しい住所の表示

⑱ 薩摩川内市 平佐町 2810 番地1



⑲ 薩摩川内市 平佐一丁目 1 番地

※マンション、アパート等にお住まい方は、住所の後にその名称、棟番号、室番号等を従来どおり記載してください。

※郵便番号の変更はありません。（〒895-0012）

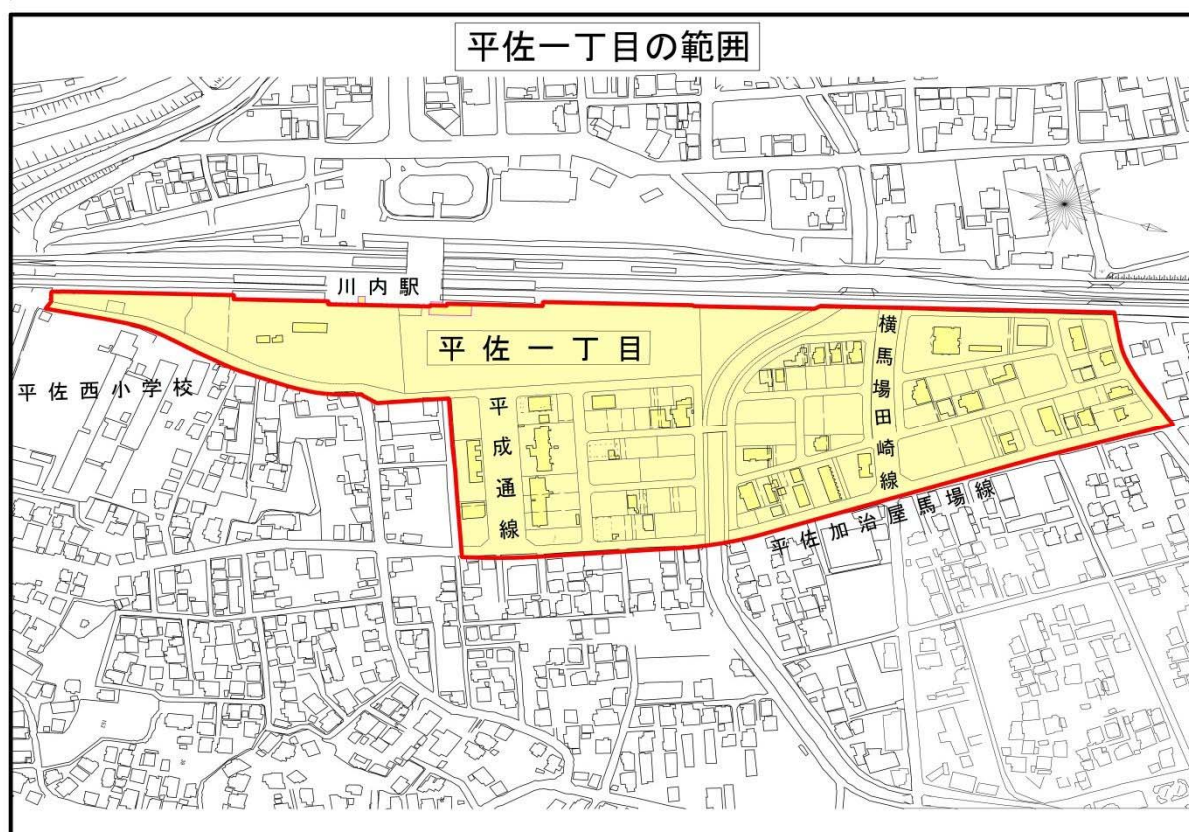
○郵便配達関係

郵便番号は平佐町と同じ 〒895-0012 です。

住所変更後、おおむね1年は宛先が旧住所であっても配達されますが、新住所をご自分で知人等に周知していただくために「住所変更通知用ハガキ」（切手不要）をご利用ください。

なお、「住所変更通知用ハガキ」が必要な方は、3月1日以降に日本郵便株式会社川内郵便局（電話0996-22-4267）へご連絡ください。

○町名地番が変更となる範囲



○住所変更が必要な主な手続き（市役所関係）

薩摩川内市役所

☎（0996）23-5111

1 市で書き換える公簿類（特に手続きは必要ありません。）

項 目	対象の方	説 明	問合せ先
住民基本台帳 （住民票）	地区内に 住所を有 している 方	市で書き換えますので、特に手続きは必要ありません。	市民課 住民グループ （内線2546）
印鑑登録原票 （印鑑証明）	印鑑を登 録されて いる方		
戸籍の附票	地区内に 住所を有 している 方		

2 皆さまに手続きしていただくもの（手数料は不要です。）

項 目	対象の方	説 明	問合せ先
住民基本台帳カード （顔写真のあるタイプ）	左記をお 持ちの方	旧住所表示のままでもコンビニでは引き続き使用できますが、身分証明書として使用するためには、住所の書き換えが必要です。カードをお持ちいただき、市民課へお越しください。 ※3/1（土）、3/2（日）にコンビニで住民票などを発行されますと、旧住所が表示されますのでご注意ください。	市民課 住民グループ （内線2546）
在留カード 特別永住者証明書	左記をお 持ちの方	早めに市民課にお越しいただき、書き換えの手続きを行ってください。 手続きにはカード、または証明書をお持ちください。	
戸籍	本籍人	本籍を新しい町名地番に変更希望の方は申出書（関係者の方の署名、押印が必要）の提出が必要です。 事前に市民課にお問い合わせください。	市民課 戸籍グループ （内線2531）
身体障害者手帳	左記をお 持ちの方	旧住所表示のまま使用いただいても構いません。 お申し出があれば、書き換えますので、手帳と印鑑をお持ちいただき、障害・社会福祉課にお越しください。	障害・社会福祉課 障害福祉グループ （内線2181）
療育手帳			
精神障害者保健福祉手帳			
重度心身障害者医療費受給者証			
自立支援医療費受給者証	左記をお 持ちの方	次回の更新の際に新住所で申請してください。 次回申請までは、旧住所表示のまま使用いただいても構いません。	
福祉サービス受給者証			

3 その他の手続き（特に手続きは必要ありません。）

項 目	対象の方	説 明	問合せ先
国民年金	手帳をお 持ちの方	特に手続きは必要ありません。 ご自身で新しい住所に書き換えてください。	保険年金課 年金グループ （内線2821）

項 目	対象の方	説 明	問合せ先
住民基本台帳カード (顔写真のないタイプ)	カードを お持ちの 方	特に手続きは必要ありません。 住所欄がありませんのでそのままご使用ください。 ※3/1(土)、3/2(日)にコンビニで住民票などを発 行されますと、旧住所が表示されますのでご注意くだ さい。	市民課 住民グループ (内線2546)
市税	納税義務 者	本市が住所変更処理を行いますので、手続きは不要で す。	税務課 市民税グループ (内線2232)
畜犬の登録	犬の飼い 主	畜犬台帳は自動的に変更されますので、特に手続きは 必要ありません。 次回の予防接種通知は新住所あてにお送りします。	環境課 生活環境グループ (内線2741)
母子健康手帳	左記をお 持ちの方	特に手続きは必要ありません。 ご自身で新しい住所に書き換えてください。	市民健康課 健康指導北部グ ループ (22-8811)
妊婦健康診査受診票			
国民健康保険 被保険者証	左記をお 持ちの方	新町名適用後、新住所が記載された被保険者証等（受 給者証、認定証含む。）を郵送でお送りします。 お手元に届きましたら、旧住所の被保険者証等につい ては、同封の返信用封筒で返送していただくか、直接 ご持参ください。 新しい被保険者証等が届くまでは現在のものをご使用 ください。	保険年金課 国保グループ (内線2841)
国民健康保険 限度額適用認定証			
国民健康保険 限度額適用・標準負担額 減額認定証			
国民健康保険特定疾病療 養受療証			
国民健康保険高齢 受給者証			保険年金課 高齢者医療グ ループ (内線2831)
後期高齢者医療 被保険者証			
後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額 減額認定証			高齢・介護福祉 課 介護給付グ ループ (内線2621)
介護保険被保険者証			
介護保険負担限度額 認定証			
児童手当	受給され ている方	特に手続きの必要はありません。 新町名適用後、通知等をお送りする際は新住所あてと します。	子育て支援課 育成支援グループ (内線2361、 2364)
児童扶養手当証書	左記をお 持ちの方	特に手続きの必要はありません。 新町名適用後、新住所が記載された証書等（資格者 証、受給証）を郵送でお送りします。	
子ども医療費 受給資格者証			
ひとり親家庭等医療費 受給証			

○住所変更が必要な主な手続き（その他）

1 官公署等で書き換えるもの

項 目	内 容	説 明	届出先
土地登記簿 建物登記簿の表題部	表題部	既に登記済みの土地・建物登記簿の表題部を換地処分内容に基づき所在、地目、面積について法務局に依頼し、書き替えます。	鹿児島地方法務局 川内支局 電話0996-22-2300

2 皆さまに手続きしていただくもの（手数料は不要です。）

項 目	対象の方	説 明（必要な書類等）	届出先
土地登記簿 建物登記簿の権利部 所有欄	地区内に住所を有し、土地・建物を所有されている方	権利部の所有者の住所欄はご自身での変更手続きが必要です。 ※区画整理登記完了以降（5月頃）に申請してください。 ・変更登記申請書 ・町名地番変更証明書 ・印鑑	（薩摩川内市の管轄） 鹿児島地方法務局 川内支局 電話0996-22-2300
法人の本店、支店等の所在地及び役員の住所変更登記	地区内に本店・支店の登記がある法人及び地区内に住所を有する役員	本店及び役員の場合は2週間以内、支店の場合は3週間以内に変更手続きが必要です。 ・変更登記申請書 ・町名地番変更証明書 ・印鑑（届出印）	本店所在地の法務局 （薩摩川内市の管轄） 鹿児島地方法務局 法人登記部門 電話099-259-0636
肝炎治療 受給者証	左記の受給者証等をお持ちの方	町名変更後、受給者証もしくは受診券及び町名変更証明を保健所へ提出ください。	川薩保健所 健康企画課 電話0996-23-3165
特定疾患医療 受給者証			
小児慢性特定疾患 医療受診券			
普通自動車 自動二輪車 （250cc超）	普通自動車及び自動二輪車の使用者及び所有者	車検、所有権移転、廃車等の際に町名地番変更証明書が追加で必要となる場合があります。 住所変更のみを行う場合は次の書類をご用意ください。 ・申請書（有料） ・町名地番証明書 ・自動車検査証 ・印鑑 ・所有者が異なる場合は所有者の委任状	九州運輸局 鹿児島運輸支局 谷山港庁舎 電話050-5540-2089 ガイダンスの後に026
軽自動車	軽自動車の使用者及び所有者		軽自動車検査協会 鹿児島事務所 電話099-262-0606
軽二輪自動車 （125cc以上250cc以下）	軽二輪自動車の使用者及び所有者		一般社団法人全国軽自動車協会連合会 鹿児島県事務取扱所 電話099-261-4011
自動車運転免許証	左記の免許証をお持ちの方	町名変更後、速やかに住所変更手続きをお願いします。 ・免許証 ・町名地番変更証明書	薩摩川内警察署 電話0996-20-0110 （交番、駐在所も可）

項 目	対象の方	説 明	届出先
預貯金	預貯金をお持ちの方	必要な書類が異なる場合がありますので、お手数ですが、町名変更後、速やかに各金融機関へお問合せください。 ・通帳 ・証書等 ・町名地番変更証明書 ・届出印	銀行、郵便局、農協等
クレジットカード 生命保険等 有価証券等	左記をお持ちの方	必要な書類が異なる場合がありますので、お手数ですが、町名変更後、速やかにクレジットカード会社、保険会社、証券会社等へお問合せください。	クレジットカード会社、保険会社、証券会社等
厚生年金受給者	受給されている方	日本年金機構に住民コード未登録の方は手続きが必要です。また、住民票コードの登録の有無、くわしい内容については、日本年金機構川内年金事務所へお問合せください。	日本年金機構 川内年金事務所 電話0996-22-5276
共済年金受給者	加入されている方	各共済組合へお問合せください。	
厚生年金・共済組合		勤務先や各共済組合へお問合せください。	
社会保険・雇用保険	加入されている方	勤務先へお問合せください。	
電気料金	契約をされている方	町名地番変更後、九州電力株式会社川内営業所へお問合せください。	九州電力株式会社 川内営業所 電話0120-986-802
電話料金		各電話通信会社へお問合せください。 なお、NTTにつきましては、手続きは不要ですが、町名変更後の数ヶ月は旧住所宛で送付されます。 ただし、長期にわたり旧住所宛で送付される場合は、局番なしの116へお問合せください。	
都市ガス・プロパン ガス料金		各ガス会社へお問合せください。	
上水道・下水道料金		水道局が住所変更処理を行いますので、手続きは不要です。	薩摩川内市水道局 水道管理課 下水道課 電話0996-42-2310

※上記以外にも勤務先への届出や免許証等の手続きが考えられますので、お手数ですが、それぞれの関係機関等へお問合せください。

問合せ先

薩摩川内市役所 建設部 都市計画課
区画整理グループ 担当:中島、久保
電話 0996-23-5111 内線3431、3432